

堺市自治連合協議会 3月定例会

1. 依頼案件

(1) 令和4年度「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」受賞候補者の推薦について

【広報さかい8月号掲載予定】

(秘書部)

本年7月26日開催予定の堺市表彰式において、「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」の贈呈を執り行います。

つきましては、ご繁忙のところ誠に恐縮ですが、貴校区で対象となる候補者がおられましたら、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

1. 推薦方法

「堺市善行者表彰 推薦要領」及び「堺市地域活動貢献者感謝状推薦要領」をご覧いただき、推薦書並びに推薦調書を作成のうえご提出ください。

2. 提出先

市長公室 秘書課 又は 各区役所 自治推進課

3. 推薦期限

令和4年4月28日(木)

問合せ・・・TEL 228-7616 秘書課

(2) 2022年度堺市人権教育推進協議会校区推進委員の推薦について

(人権部)

問合せ・・・TEL 221-9280 人権推進課

(3) 令和4年度 堺市ごみ減量化推進員の推薦について

(環境事業部)

『令和4年度堺市ごみ減量化推進員推薦書』の記入・提出をお願いいたします。現在の堺市ごみ減量化推進員の任期は令和5年5月末までとなっておりますが新年度にあたり変更の有無を確認する必要がありますので、推進員の変更の有無にかかわらず、記入・提出をお願いします。

なお、変更により新たに推薦いただく方の委嘱書については、令和4年7月の役員会後の区定例会で、お渡しさせていただく予定をしています。

1. 依頼事項

『令和4年度堺市ごみ減量化推進員推薦書』

※確認のため、変更のない場合も提出をお願いします。

2. 提出期限

令和4年4月28日(木)

3. 提出方法

電子メール又はお渡しする返信用封筒に封入し、郵送若しくは

直接持参によりご提出ください。

問合せ・・・Tel 2 2 8－7 4 7 9 資源循環推進課

2. 事業説明案件

(1) 個別避難シートの作成について

(生活福祉部)

令和3年度に試行作成いたします個別避難シートについて、ご説明申し上げます。

○背景

- ・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別の避難計画（個別避難シート）を作成することが市町村の努力義務とされた。
- ・法改正時の国通知において、災害事象の避難対象区域などの地理的状況や、要支援者の心身の状況等を踏まえて、優先度が高いところについては、概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。

○個別避難シート

災害発生時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」ごとに作成するもので、避難支援の実施に必要な事項をまとめたもの。

- ・記載事項：身体等の状況、避難場所・避難経路、
避難支援者の氏名・連絡先 など

問合せ・・・Tel 2 2 8－0 3 7 5 地域共生推進課

(2) 令和4年厚生統計調査の実施について

(健康部・生活福祉部)

厚生労働省では、本年も、国民生活基礎調査等の調査を実施いたします。

これらの調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等の事項について調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査を行う地区については、令和2年に行われた国勢調査区の中から、厚生労働省が無作為に選びます。そして、厚生労働省から委託された本市において、市長が任命した調査員がその調査地区の各世帯を訪問し、調査を行います。

この調査員は、地方公務員として調査活動にあたっており、調査内容を他に漏らすことは厳しく禁じられております。

調査時期が近づきましたら、調査地区の校区代表者様へ調査内容についての説明資料を送付させていただきます。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、調査の重要性をご理解いただき、調査の実施にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ・・・Tel 2 2 8－7 5 8 2 保健医療課
Tel 2 2 8－7 2 1 2 健康福祉総務課

3. 報告案件

(1) 堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの譲渡先法人候補者の決定について	(長寿社会部)
---	---------

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターでは、現在、指定管理者制度を導入し運営していますが、より安定的かつ効果的なサービスが提供できるように、令和4年度から民間施設とするため、同施設の譲渡先法人を公募したところ、1法人の応募があり、厳正な審査の上、下記のとおり譲渡先法人候補者を決定しましたのでご報告いたします。

今後、令和4年第1回市議会（2月定例会）に同施設の譲渡に関する議案を提出し、市議会の議決をもって正式に決定する予定です。

1. 譲渡先法人候補者

法人名 社会福祉法人 南の風 <現指定管理者>
所在地 堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
代表者 理事長 吉川 美幸

2. 選定方法

外部有識者等で構成した「堺市立の高齢者福祉施設の民間譲渡に関する懇話会」で意見聴取を行った上で、「堺市立の高齢者福祉施設の譲渡先法人選定庁内委員会」において書類審査及び面接審査を実施し、総合的に評価を行った。

3. 選定理由

当該法人は、高齢者施設の運営ノウハウや専門性の高い人材を豊富に有しており、入所者や利用者のニーズを的確に把握し、人権を尊重した施設の経営能力を備えている。また、地域活性化に寄与する新たな企画提案についても具体的な実行策が示されており、譲渡先としてふさわしい法人であると総合的に評価し、選定したもの。

4. 主な提案内容

(1) 八田荘老人ホーム

- ・公募条件に従い、令和4年度から10年間は養護老人ホーム事業をこれまでどおり実施する。
- ・11年目以降については、今後も施設が担う役割は非常に重要なものとなると考え、養護老人ホーム事業を継続し、従来の機能は維持した上で、地域が抱えるニーズの掘り起こしを行うなど、施設の専門性を高め、より多くの高齢者にとって必要とされる施設をめざす。

(2) 中老人福祉センター

- ・公募条件に従い、令和4年度から3年間は老人福祉センター事業をこれまでどおり実施する。
- ・4年目以降については、高齢者の生きがい支援事業等は継続した上で、新たに介護予防通所サービス等の介護サービス事業を実施することで、幅広い高齢者の健康増進を支援する。さらに、貧困等の問題を抱える児童や、障害者の社会参加等の支援を実施し、幅広い世代の方が安心して利用できるサービスを展開することで、地域福祉の拠点となる施設をめざす。

5. 売却予定価格※

¥570,000,000 円（税抜） 【参考：最低売却価格 ¥547,156,534 円（税抜）】

※土地は非課税、建物は課税対象

6. 今後のスケジュール（予定）

令和4年1月下旬以降	報道提供、譲渡先法人候補者と事業引継ぎに関する協議及び契約手続
2月	第1回市議会（定例会）へ議案を提出（①財産処分、②設置条例の改廃）
4月1日	譲渡先法人による運営開始

問合先・・・TEL 2 2 8－8 3 4 7 長寿支援課

（2）「第17回 東区民まつり」の開催中止について

【広報さかい3、4、5月号掲載】

（東区役所）

令和4年5月8日（日）に開催を予定しておりました、第17回東区民まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、来場者及び関係者の健康・安全を第一に考慮した結果、開催を中止させていただくことになりました。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

問合先・・・TEL 2 8 7－8 1 2 2 東区役所自治推進課

（3）令和3年中の火災概況について

（消防局予防部）

消防局では、管内における令和3年中の火災概況をとりまとめましたので、市民の皆さまと一体となって防火対策を推進すべく、火災件数やその傾向等についてご報告させていただきます。

問合先・・・TEL 2 3 8－6 0 0 5 消防局 予防査察課

4. 事務局連絡

(1) 事務局提出書類について

下記のとおり提出をお願いします。

	提出書類	用 途	提出期限
①	令和3年度 自治会活動奨励加算金実績報告書 (添付書類) ・令和3年度自治会活動奨励加算金 事業実施報告書	補助金実績報告関係書類	<u>4月15日</u> (金)
②	令和3年度校区自治連合会活動補助金 実績報告書 (添付書類) ・令和3年度校区自治連合会活動事業 実施報告書 ・令和3年度校区自治連合会収支決算書(写) ※会計監査等の押印がある決算書	〃	※期限までに 決算が確定し ない校区は、 確定後速やか にご提出くだ さい。
③	令和4年度堺市自治連合協議会・校区役員名簿	協議会名簿作成関係書類	<u>4月28日</u> (木)
④	令和4年度校区自治会活動推進補助金算出 にかかる加入世帯数等報告書	補助金振込関係書類	
⑤	令和4年度 堺市校区自治会活動推進補助金交付申請書	〃	
⑥	令和4年度 堺市校区自治会活動推進補助金事業計画書	〃	
⑦	令和4年度 堺市校区自治会活動推進補助金収支予算書	〃	
⑧	令和4年度送付先の指定について	市の回覧依頼関係書類	
⑨	令和3年度退任者感謝状贈呈予定者名簿	感謝状贈呈関係書類	
⑩	令和4年度堺市校区相談役	校区自治連合会 運営関係書類	
⑪	自治会施設賠償責任保険令和4年度加入依頼	施設賠償責任保険 加入関係書類	
⑫	校区自治連合会会則 (令和3年度から変更がなければ不要)	校区自治連合会 運営関係書類	

事務手続きの都合上、決定次第、至急ご提出していただきますようお願いいたします。

※校区自治連合会活動補助金は、補助金額より校区自治連合会活動費が下回る場合は、残額を返金いただく必要があります。なお、校区自治連合会活動費には繰越金、積立金、慶弔費は含むことができません。

提出先 …各区役所	自治推進課		
問合せ先…堺区役所	自治推進課	電話	228-7082
中区役所	自治推進課	電話	270-8154
東区役所	自治推進課	電話	287-8122
西区役所	自治推進課	電話	275-1902
南区役所	自治推進課	電話	290-1803
北区役所	自治推進課	電話	258-6779
美原区役所	自治推進課	電話	363-9312

パソコン用に各様式（ワード・エクセル）を CD でお渡ししております。
可能なかぎり、この様式に入力し、プリントした形で提出をお願いします。

(2)「こども110番の家」協力者に対する保険加入者名簿の提出について

令和4年度の各校区協力者への保険加入のため、「こども110番の家」協力者名簿をご提出ください。昨年度（令和3年度）届け出の協力者名簿をお渡しします。

協力者の削除（昨年度の名簿を二重線で消してください）、また新規協力者の方は、新規協力者名簿に追加をしていただき、4月28日（木）までに区役所自治推進課または市民協働課に提出をお願いします。

***保険適用期間が5月1日から翌年4月30日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について、令和3年度の名簿をもって令和4年度の名簿として読み替えることとします。**

【令和4年度契約内容（予定）】

契約期間	令和4年（2022年）5月1日から令和5年（2023年）4月30日
加入保険内容	死亡・重度後遺障害 1,000万円、 中度後遺障害 300万円、 軽度後遺障害 30万円、 入院見舞金（日数に関係なく）5万円 通院見舞金（日数に関係なく）5万円、建物損害・収容物損害（損害額に関係なく）3万円。
申請必須条件	こども110番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだ子どもが明らかであること。
給付対象者	実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。 ※同居親族とは、実施者の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のこと。

※現在、堺市と包括連携協定を結ぶ動きのある企業等より、「子ども110番の旗」のご寄贈申し入れの動きがございます。また、別途、堺市へ直接店舗、企業等より子ども110番の家活動へのご協力の申し出をいただいた場合につきましては、当該店舗の所在する地域の連合自治会長様あて、確認の書面を送付させていただきます。

（事業内容問合せ先）	子ども育成課	電話	228-7457
（名簿提出先）	市民協働課	電話	228-7405